

○ バリアフリー法施行令等の改正(公布:令和6年6月21日 施行:令和7年6月1日)に伴い、各基準との整合を図るため、東京都福祉のまちづくり条例施行規則を改正(公布:令和7年7月31日、施行:令和8年1月1日)

主な変更点

(1) 便所(トイレ)に係るバリアフリー基準の見直し

(現行)建築物に1以上、車椅子利用者用便房を設ける。

⇒ 原則、建築物の階ごと(各階)に1以上、車椅子利用者用便房を設ける。

床面積の合計が1,000㎡に達する毎に、1箇所以上設置

(2) 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

(現行)駐車場には、車椅子利用者用駐車施設を1以上設ける。

⇒ 駐車施設の数に応じ、一定数以上 の車椅子利用者用駐車施設を設ける。

駐車施設の数が200 以下の場合:当該駐車施設の数の2%以上、200 超 の場合:1%+2以上

(例 1~50台の場合:1以上、51~100台の場合:2以上)

(3) 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直し

(現行)客席毎に1以上、車椅子利用者用部分を設ける。

⇒ 座席数に応じ、一定数以上 の車椅子利用者用部分を設ける。

座席数が400 以下の場合:2以上、400 超 の場合:当該座席数の0.5%以上